



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第44号）

## 1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

**規****則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第44号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号中「高等学校等就学支援金交付金」を「島根県私立高等学校等就学支援金交付金」に改め、同表第 3 号中「島根県単高等学校就学支援金」を「島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金」に改め、同表第 4 号中「島根県高等学校等就学支援金事務費交付金」を「島根県私立高等学校等就学支援金事務費交付金」に改め、同表中第74号を第78号とし、第67号から第73号までを 4 号ずつ繰り下げ、第66号を第67号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

68 地域でつなぐキャリア教育モデル事業交付金

69 島根県公立高等学校就学支援金交付金

70 島根県公立高等学校等奨学のための給付金

別表中第65号を第66号とし、第64号を第65号とし、第63号を削り、第62号を第64号とし、第61号を第63号とし、第60号を第61号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

62 島根県水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金

別表中第59号を削り、第58号を第60号とし、第55号から第57号までを 2 号ずつ繰り下げ、第54号を削り、第53号を第54号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

55 島根県森林・林業再生基盤づくり交付金

56 島根県緑の青年就業準備給付金

別表中第52号を削り、第51号を第53号とし、第46号から第50号までを 2 号ずつ繰り下げ、第45号を削り、第44号を第47号とし、第43号を第46号とし、第42号を第45号とし、第41号を第43号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

44 農業経営基盤強化事業事務取扱交付金

別表中第40号を第42号とし、第39号を第41号とし、第38号を第39号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

40 島根県 6 次産業化ネットワーク活動交付金

別表中第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、第35号を第36号とし、第34号を削り、第33号を第35号とし、第26号から第32号までを 2 号ずつ繰り下げ、第25号を第26号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

27 島根県母子衛生費等負担金

別表中第24号を第25号とし、第11号から第23号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第10号中「隠岐ジオパーク推進協議会運営費負担金」を「隠岐世界ジオパーク推進協議会運営費負担金」に改め、同号を同表第11号とし、同表中第 9 号を第10号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 島根県私立高等学校等奨学のための給付金

## 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第2号から第4号まで、第10号、第34号、第45号、第52号、第54号、第59号及び第63号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第27号、第40号、第44号、第55号、第56号及び第62号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。